

飼い主のいない猫を増やさないために！

猫の飼い主は次のことを守りましょう！



- ① 屋内飼育
 - ペットの猫を危険（事故・病気・失踪等）から守りましょう。
 - ご近所への迷惑（フン・尿・庭荒らし等）を防ぎましょう。
 - 遊び場やトイレの設置をした屋内で飼育しましょう。
- ② 去勢・不妊手術
 - 猫は年に2～3回出産するため、去勢・不妊手術を行い、繁殖のコントロールは、飼い主が責任をもって行いましょう。
- ③ 首輪などに連絡先を表示
 - 連絡先を首輪に付けることで、事故・災害・失踪などの際の早期発見につながります。
- ④ 終生飼育
 - 飼う場合は、終生飼育できるか、きちんと考えましょう。
 - 一度飼育した猫は、生涯責任を持って飼いましょう。
 - どうしても飼うことが続けられない場合は、新しい飼い主を探しましょう。
 - 飼えなくなったからと捨てることは、犯罪行為です。

飼い主のいない猫を減らすために

「最近猫が増えてきた」「猫のフンで困っている」「どこかに連れて行って欲しい」このような相談が多く寄せられています。

飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分の減少に寄与するために、公益財団法人どうぶつ基金では、動物愛護事業の基軸として「さくらねこTNR（Trap/捕獲・Neuter/不妊去勢手術・Return/元の場所に戻す）」を実施しており、無料の不妊去勢手術チケットの配布を行っております。

この事業を利用したい場合は、同法人ホームページ内の「[TNRどうぶつ基金マイページ](#)」で新規登録後、ログインしてチケットの必要枚数を申請してください（※申請可能日は毎月1日～5日までです）。

なお、現在チケットを使用できる動物病院は、県内では八戸市に1箇所、鯉ヶ沢町に1箇所と少数であり、動物病院では月毎の受入頭数が限られていることから、応募多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。

動物の愛護及び管理に関する法律で、次のように罰則が定められています。

- 愛護動物を殺傷した場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

鶴田町住民環境課環境対策係 電話 0173-22-2111(内線 151、152)